

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人Tansa

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠説明書(1)

令和6年12月6日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

星	野	郁	也
鬼	頭	忠	広
鈴	木	吉	憲
杉	山	勇	二
角	銅	法	子
富	永	健	嗣
脇		奈	七
原			裕
加	茂	野	優
吉	田	理	子
松	下	謙	祐
相	原	佳	奈

略語等は、答弁書の例による。

号 証	標 目 (作成者)	写し	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 1	内閣官房行政文書 管理規則 (内閣総理大臣決 定)	写し	平成 23. 4. 1 制定 令和 4. 3. 25 改正	本件不開示決定1当時におけ る、内閣官房行政文書管理規則の 存在及びその内容
乙 2	内閣府本府行政文 書管理規則 (内閣府訓令第1 0号)	写し	平成 23. 4. 1 制定 令和 4 改正	本件不開示決定2当時におけ る、内閣府本府行政文書管理規則 の存在及びその内容
乙 3	補正書 (原告代表者理事)	写し	令和 4. 10. 23	原告代表者理事が、令和4年9 月26日付け行政文書開示請求書 について、令和4年9月26日付 け府総第924号で開示された 「国の儀式として行う総理大臣経 験者の国葬儀を閣議決定で行うこ とについて」を除く旨補正を行っ たこと